



お年寄りの **安心・安全** シリーズ

# もっと身近に

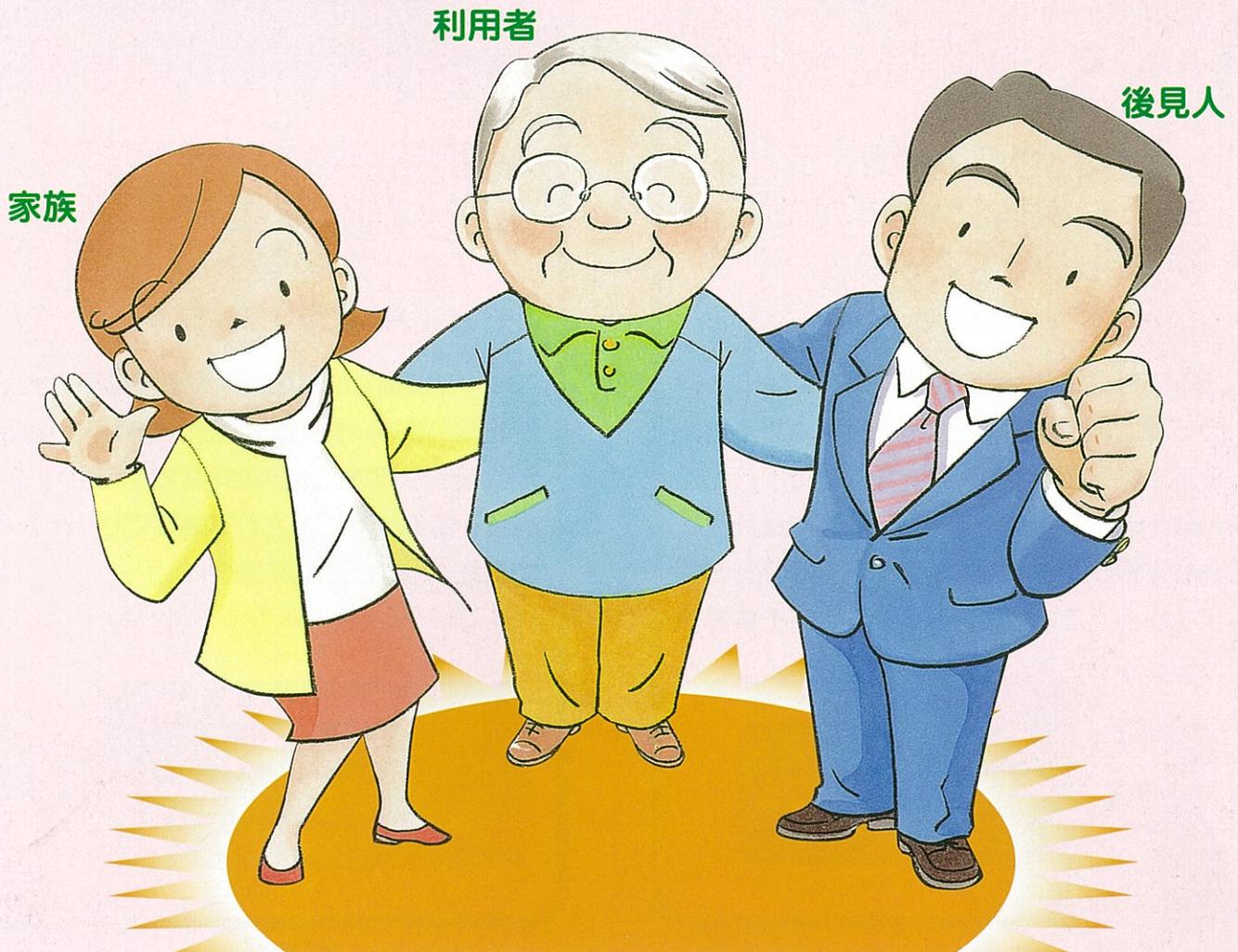
せいねんこうけんせいど

# 成年後見制度を

# 利用しましょう!

みなさんの  
強い味方

監修：社団法人成年後見センター・リーガルサポート



社会福祉法人 古河市社会福祉協議会

そもそも

せいねんこうけんせい ど

成年後見制度って  
何のこと?



認知症、知的障がいもしくは  
精神障がいなどで、

判断能力が不十分な人の  
日常生活を

法律的に  
保護する  
仕組みです

たとえば、こんなとき……

ケース…1

お金の管理が  
できなくなったとき

Q 寝たきりの母の  
年金が家族に勝手に  
使われているようで、  
心配です。

A ご本人にとって必要な出費ならいい  
のですが、ほかの家族の生活費や交遊費に  
使っているとしたら、大きな問題です。しか  
し成年後見制度を利用していれば、後見人  
によって預貯金や年金などの財産管理が行われ  
ますから、ご本人以外の方が勝手にお金の使  
うことができなくなります。

預貯金や  
年金などの財産を  
管理します



Aさん

ケース…2

悪質商法にだまされたり、  
だまされそうなとき

Q 認知症の父が  
知らぬ間に必要のない  
リフォームの契約をして  
困っています。

A 認知症の人の場合、契約内容がよくわ  
からないまま、契約書にサインをしてしまう  
場合があります。成年後見制度を利用してい  
れば、ご本人がだまされて結んでしまった契  
約も取り消すことができます。

その契約を  
取り消します



Bさん

# こうして、あなたの財産や権利を守ります

## 財産の管理

出入金の確認をしながら現金や預貯金の管理をします。

## 契約の代理や取り消し

一人で行うことが難しい契約の締結や、本人にとって不利益な契約の取り消しなどを代わりに行います。

## 介護・医療へのサポート

要介護認定の申請や介護サービスの契約、医療機関との契約を行い、利用者が安心して生活を送れるようにサポートします。

こうけんにん

## 後見人が守ってくれます。

※後見人は「成年後見人」「保佐人」「補助人」の総称です。

### ケース...3

医療や介護サービスを受ける手続きができなくなったとき

**Q** 介護サービスを受けたいのですが、自分ではどうすればいいのかわかりません。

**A** 成年後見制度を利用すれば、ご本人の希望をうかがいながら、後見人が介護事業者等との契約を行います。ですから、希望に即した医療や介護サービスが受けやすくなります。また、その後もきちんとしたサービスを受けているかなど、ご本人の生活を見守ります。

その手続きや利用契約などを後見人が行い、その後の状況を見守ります

Cさん



### ケース...4

老後の財産管理が不安なとき

**Q** 子どもがいなかったため、将来認知症などになったときの財産管理が不安です。

**A** まず、専門相談機関に相談してみましょう。成年後見制度には、判断能力が十分あるうちに信頼できる人と契約を交わしておき、判断能力が不十分になった後は、その人に財産管理などを任せることができる任意後見制度もあります。

将来判断能力が不十分になったときからの、財産等の管理をします

Dさん



その後見人は、  
誰が決めるの？

それは、  
家庭裁判所です

家庭裁判所が、ご本人にとってどのような保護や支援が必要なのかを考慮して、家族、法律・福祉の専門家（弁護士、司法書士、社会福祉士等）、法人などから適任者を「後見人」に選任します。

これを法定後見制度といいます

ご本人の判断能力に応じて、次のいずれかの後見人が決定されます。

法定  
後見制度

すでに  
判断能力が  
不十分

…ご本人の判断

事後措置

ふだんの買い物も  
一人ではできない

ふだんの買い物は  
できても、重要な取引  
行為はできない

重要な取引行為を  
一人で行うのは困難  
または不安

判断能力が  
欠けている人には

判断能力が  
著しく不十分な人には

判断能力が  
不十分な人には

せいねんこうけん  
成年後見人

ご本人の財産を管理し、ご本人に代わって契約を交わしたり、ご本人が交わした契約を取り消すことができます。

Aさん

ほさ  
保佐人

借金や相続、家の増改築など重要な契約には、保佐人の同意が必要です。保佐人の同意を得ずに交わされた契約は、取り消すことができます。また、家庭裁判所に申し立てをして定められた範囲に関して、契約の代理を行います。

Bさん

ほじょ  
補助人

家庭裁判所に申し立てをして定められた範囲に関して、契約の代理や取り消しなどを行います。

Cさん

じゃあ、後見人は自分では選べないの？

いいえ、自分で選ぶ方法もあります

これを**任意後見制度**といいます

能力が...

まだ  
しっかりして  
いれば...

**任意  
後見制度**

任意後見制度なら、あらかじめ任意後見人を決めておくことができます。

事前措置

先行き、  
認知症などになったときの  
財産管理などが不安

判断能力は  
いまは大丈夫

**将来、判断能力が  
不十分になったときに  
備え、後見人になって  
もらいたい人物と契約を  
結んでおく制度です。**

あらかじめ、任意後見人になってくれる人と判断能力が不十分になったときに何をしてもらいたいかを話し合い、その内容を公証役場で公正証書にしておきます。そして判断能力が不十分になったときに、家庭裁判所に申し立てを行うと、任意後見監督人が選任され、任意後見人の事務が開始されます。

契約した任意後見の内容は、  
法務局にて登記されます。

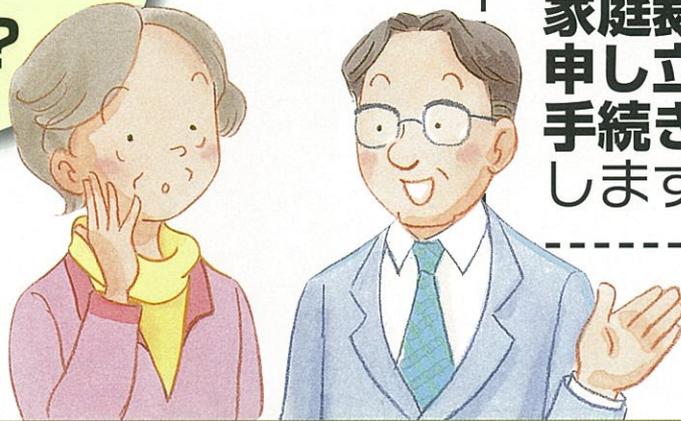
にん い こう けん にん  
**任意後見人**

ご本人の判断能力が不十分になってから後の財産管理や介護や住まいの確保など、さまざまな契約を行います。

※契約の取消権はありません。

Dさん

成年後見制度は  
どうやって  
利用するの？



本人の住所地を  
管轄している  
家庭裁判所に  
申し立てを行い、  
手続きを  
します

誰が？

本人や配偶者、4親等内の親族が申し立てを行います

※法定後見制度では、該当する身寄りがいない、または音信不通等の場合には、市町村長が申し立てをすることができます。

※任意後見制度では、契約すみの任意後見受任者も申し立てをすることができます。

## ・ 成年後見制度利用までの流れ ・

### 法定後見制度

認知症や知的障がいなどで判断能力が不十分なため、財産の管理やさまざまな契約などが一人ではできない状態になっている。

↓  
【成年後見・保佐・補助】  
開始の申し立て

### 任意後見制度

将来に備えて、公正証書で任意後見人となる人と契約を結んでおく。

↓  
判断能力が不十分になったら…

↓  
【任意後見監督人】  
選任の申し立て

## 家庭裁判所へ申し立て

本人の判断能力の鑑定、並びに必要なに応じて家庭裁判所の裁判官による事情の聞き取りや、調査官による調査が行われ、法定後見人（成年後見人・保佐人・補助人）が選任されます。

## 後見人等の 選任

法定後見制度と同様の調査が行われたうえで、任意後見人を監督する任意後見監督人が選任されます。

申し立て後、約2～4カ月で支援が開始されます

# 申し立てに必要な書類や費用は？



下の欄を  
参考にして  
ください

## どうやって

家庭裁判所で書類をもらい記入をし、さらに必要書類を揃えます。司法書士や弁護士に手続きを依頼することもできます。

### 必要書類

- |                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 申立書      | <input type="checkbox"/> 本人の住民票                        |
| <input type="checkbox"/> 申立事情説明書  | または戸籍の附票   |
| <input type="checkbox"/> 収入印紙     | <input type="checkbox"/> 登記事項証明書「後見登記されて<br>いないことの証明書」 |
| <input type="checkbox"/> 登記印紙     | <input type="checkbox"/> 診断書                           |
| <input type="checkbox"/> 郵便切手     | <input type="checkbox"/> 鑑定費用 など                       |
| <input type="checkbox"/> 申立人の戸籍謄本 |  |
| <input type="checkbox"/> 本人の戸籍謄本  |  |

※詳しくは、家庭裁判所にご確認ください。

### 費用

#### ●法定後見制度

裁判所に納める印紙代・切手代に1万円程度、判断能力の鑑定料に5万～10万円程度の費用がかかります。ただし、補助開始の申し立ては原則として鑑定がなく、成年後見開始の申し立てでも鑑定がない場合がありますので、その場合は鑑定料がかかりません。

#### ●任意後見制度

公正証書作成の公証人手数料と印紙代に2万円程度、任意後見監督人選任申立の際の印紙代・切手代に6千円程度の費用がかかります。

【司法書士・弁護士等に依頼した場合の費用は、別途がかかります。】

### 費用にお困りの方は法テラスに相談を！

日本司法支援センター、通称「法テラス」で成年後見制度利用のための費用援助の相談ができます。

こんなことで  
お困りのときは  
成年後見制度を  
利用しましょう。

#### ◎寝たきりの父または母など

土地を売って入院費にあてたい…

#### ◎身寄りのない一人暮らし

認知症などになり、財産管理や施設への入所ができない…

#### ◎知的障がいを持つ子ども

親が亡くなった後が心配…

#### ◎離れて暮らす高齢の親

悪質商法などにだまされそうで…

※その他さまざまなケースの方が成年後見制度を利用しています。

ご心配がある方は、

各都道府県の、「社成年後見センター・リーガルサポート」

各市町村の、「地域包括支援センター」

各市町村の、「社会福祉協議会」

などにご相談ください。



# ◆ 成年後見に関するお問合せ ◆

## ● 成年後見制度の申立てに関すること

- 水戸家庭裁判所 下妻支部  
〒304-0067 下妻市下妻乙99  
☎0296-43-6781

## ● 任意後見契約・公正証書遺言に関すること

- 下館公証役場  
〒308-0031 筑西市丙360 スピカ6階 下館商工会議所内  
☎0296-24-9460  
※小山公証役場等でも取り扱っていますが、県内の出張に関しては下館公証役場になります。

## ● 登記事項証明書の交付申請に関すること

- 東京法務局 後見登録課（郵送申請の場合）  
〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎  
☎03-5213-1360(ダイヤルイン)
- 水戸地方法務局（窓口申請の場合）  
〒310-0011 水戸市三の丸1-1-42 駿優教育会館  
☎029-227-9911(代表) 029-227-9916(戸籍課)  
※近くの各法務局及び地方法務局において取り扱っていますが、支局・出張所では取り扱っていませんのでご注意ください。

## ● 古河市の成年後見相談

- 成年後見サポートセンターこが  
〒306-0044 古河市新久田271-1 福祉の森会館 ☎0280-48-0994
- 古河市役所 地域包括支援センター  
〒306-0221 古河市駒羽根1501 健康の駅 ☎0280-92-5920
- 古河市役所 障がい福祉課  
〒306-0221 古河市駒羽根1501 健康の駅 ☎0280-92-4919

### 【問合せ先】

〒306-0044  
古河市新久田271-1 福祉の森会館  
社会福祉法人 古河市社会福祉協議会

### 『成年後見サポートセンターこが』

TEL : 0280-48-0994  
FAX : 0280-48-0119

